報道資料

くらしの中に 総務省
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成 30 年 4 月 23 日
総務省北海道管区行政評価局

「液化石油ガスの取引適正化に関する調査」の実施

総務省北海道管区行政評価局では、地域住民の生活に密着した行政上の問題について、行政運営の改善を図るための調査（地域計画調査）を自ら企画、実施しています。

今回、道内全世帯の約 6 割が家庭用燃料として利用する液化石油ガス（ＬＰガス）について、料金の不透明性や取引方法に関する問題が指摘されていることを踏まえ、ＬＰガス料金の透明化及び取引の適正化を図る観点から、ｉ）ＬＰガスの消費者からの苦情・相談の受付状況、ⅱ）ＬＰガス販売事業者における関係法令等の遵守状況、ⅲ）行政機関における指導状況等を調査し、その現状と課題を明らかにするため、別紙のとおり調査を実施することになりましたので、お知らせします。

【本件に関する照会先】
総務省北海道管区行政評価局
評価監視部第二評価監視官　田村（たむら）
電　話：011-709-2311（内線 3146）
ＦＡＸ：011-709-1843
メール：hkd21@soumu.go.jp

液化石油ガスの取引適正化に関する調査

調査の背景

○ 液化石油ガス（LPガス）は、北海道では全世帯の約6割、約153万世帯が家庭用燃料として利用
○ 他方、消費者から、LPガス料金の不透明性や取引方法に関する問題点の指摘有り

→

○ 平成29年2月、資源エネルギー庁は液石法省令※を改正し、「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針（取引適正化ガイドライン）」を制定
○ 平成29年3月、全国LPガス協会は「LPガス販売指針」を改訂

→

○ LPガス料金の透明化及び取引の適正化を図る観点から、液石法省令等・取引適正化ガイドラインの遵守状況等を調査し、関係行政の改善に資するために実施

※液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則

主要調査項目と調査の視点

1 LPガスの消費者からの苦情・相談の受付状況

○ 消費生活相談窓口等における苦情・相談の受付状況
○ LPガスの価格推移等

2 LPガス販売事業者における取組状況

○ 液石法省令等の遵守状況
○ 取引適正化ガイドラインの遵守状況

3 行政機関における取組状況

○ 行政機関における支援・指導の実施状況

主要調査対象

調査対象機関

北海道経済産業局、北海道開発局

関連調査等対象機関

北海道、市町村、関係団体等

調査実施期間

平成30年4月～7月（予定）

ＬＰガスの料金透明化などに関する国の措置について（概要）

ＬＰガスの料金透明化に係る消費者からの問題点の指摘を受け、平成 28 年 2 月に経済産業省の審議会である総合資源エネルギー調査会の下に「液化石油ガス流通ワーキンググループ」（ＬＰガスＷＧ）を設置し、 ＬＰガス料金の透明化に向けた対応策等について審議。

料金透明化等に向けた個々の課題について、今後、国が具体的な対応策を講じていく際の基本的方向性を整理し、平成 28 年 5 月に報告書を取りまとめた。

●経済産業省（資源エネルギー庁）の対応（平成 29 年 2 月 22 日）

○「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則」（液石法省令）の一部改正（平成 29 年 6 月 1 日施行）

○「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について」（運用・解釈通達）の一部改正（平成 29 年 6 月 1 日施行）

○「液化石油ガスの小売営業における取引適正化指針」（取引適正化ガイドライン）の制定（平成 30 年 2 月 22 日改訂）

（措置の内容）

① ホームページ等を活用した標準的料金メニュー公表の加速化

※標準的料金メニュー：自社の標準的な料金（従量料金や基本料金等）や平均的な使用量に応じた月額料金例等

② 賃貸集合住宅の入居者に対する賃貸借契約時におけるＬＰガス料金の透明化の促進

③ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（液石法）第 14 条書面交付時の透明化の促進

※液石法第 14 条書面：液石法第 14 条に基づき、契約時にＬＰガス販売事業者が消費者に交付する取引に関する書面

④ ＬＰガス料金値上げ時の透明化の促進

⑤ ＬＰガス料金請求時における料金の透明化の促進

⑥ ＬＰガス販売事業者による消費者からの料金照会及び苦情・相談への対応の促進

⑦ ＬＰガス販売事業者と消費者との間の料金精算トラブルの防止

●国土交通省の対応（※上記②の措置に係る対応）

賃貸集合住宅の入居予定者がＬＰガス料金の照会を行えるよう、国土交通省から宅地建物取引業者及び賃貸住宅管理業者に対し、賃貸借契約の締結時に、重要事項を記載した書面を交付して説明する際、ＬＰガス販売事業者の名称及び連絡先も併せて情報提供するよう要請（平成 28 年 3 月・4 月）。

北海道におけるLPガス使用状況（他地域との比較）

1世帯当たりの家庭用LPガスの地域別年間購入量（平成28年）

（単位：㎥）

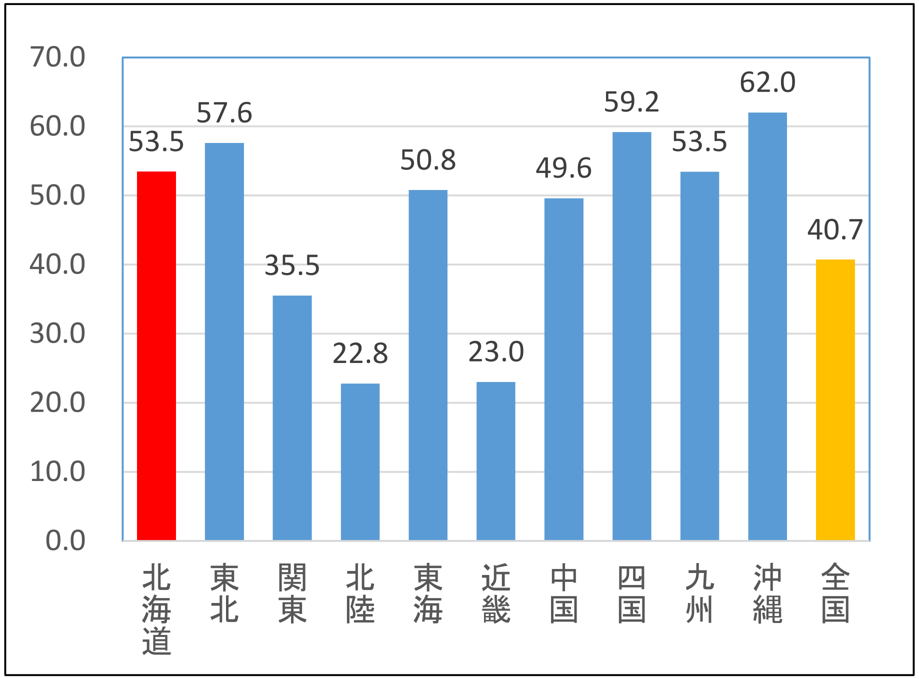

（注）1 総務省統計局家計調査による。
2 2人以上の世帯を対象としている。

地域別LPガス料金（月額）

（単位：円）

地域	5㎥	10㎥	20㎥	50㎥
北海道	5,960	9,613	16,369	35,699
東北	5,129	8,358	14,439	30,768
関東	4,492	7,164	12,298	26,455
中部	4,640	7,298	12,356	25,667
近畿	4,753	7,571	12,945	27,771
中国	5,071	7,999	13,520	28,172
四国	4,722	7,565	12,876	27,265
九州・沖縄	4,875	7,780	12,997	26,539
全国	**4,810**	**7,684**	**13,103**	**27,763**

（注）1 一般社団法人日本エネルギー経済研究所 石油情報センターＨＰの一般小売価格ＬＰ（プロパン）ガス速報（毎月調査）による。
2 平成30年1月31日現在の数値である。
3 消費税込みの価格である。